

令和4年第2回教育委員会定例会次第

開催日時 令和4年2月8日（火）午後2時45分から

開催場所 春日井市役所 南館4階 第3委員会室

1 議題

- (1) 春日井市学校保健結核対策委員会規則等の一部を改正する規則について
- (2) 春日井市学校給食運営委員会規程の一部改正について
- (3) 中学校の新しい制服デザインの最終選考について

議題1 春日井市学校保健結核対策委員会規則等の一部を改正する規則について

新型コロナウイルス感染症による影響等やむを得ない事情により、通常会議の開催が困難となる場合でも、中止又は延期による行政の停滞を避けるため、書面による審議の実施に伴い、各規則の規定を整備する。これに伴い必要な事項を定めるもの。

春日井市学校保健結核対策委員会規則等の一部を改正する規則

(春日井市学校保健結核対策委員会規則の一部改正)

第1条 春日井市学校保健結核対策委員会規則（平成27年春日井市教育委員会規則第8号）の一部を次のように改正する。

第7条を第8条とし、第6条を第7条とし、第5条の次に次の1条を加える。

（会議の特例）

第6条 前条第1項の規定にかかわらず、委員長は、議事の内容に応じ委員に書面を送付し、又は電磁的記録（春日井市情報公開条例（平成12年春日井市条例第40号）第2条第2号に規定する電磁的記録をいう。）を送信して可否を問い、その結果をもって会議の議決に代えることができる。

2 前条第2項及び第3項の規定は、前項の場合について準用する。この場合において、同条第2項中「の出席がなければ会議を開くことができない」とあるのは「が可否を表明しなければ成立しない」と、同条第3項中「出席委員」とあるのは「可否を表明した委員」と読み替えるものとする。

(春日井市就学支援委員会規則の一部改正)

第2条 春日井市就学支援委員会規則（平成27年春日井市教育委員会規則第9号）の一部を次のように改正する。

第7条を第8条とし、第6条を第7条とし、第5条の次に次の1条を加える。

（会議の特例）

第6条 前条第1項の規定にかかわらず、委員長は、議事の内容に応じ委員に書面を送付し、又は電磁的記録（春日井市情報公開条例（平成12年春日井市条例第40号）第2条第2号に規定する電磁的記録をいう。）を送信して可否を問い、その結果をもって会議の議決に代えることができる。

2 前条第2項から第4項までの規定は、前項の場合について準用する。この場合において、同条第2項中「の出席がなければ会議を開くことができない」とあるのは「が可否を表明しなければ成立しない」と、同条第3項中「出席

委員」とあるのは「可否を表明した委員」と、同条第4項中「会議に委員以外の者の出席を求め、その説明又は意見を聞く」とあるのは「委員以外の者の説明又は意見を求める」と読み替えるものとする。

(春日井市放課後教室運営委員会規則の一部改正)

第3条 春日井市放課後教室運営委員会規則（平成27年春日井市教育委員会規則第10号）の一部を次のように改正する。

第8条を第9条とし、第7条を第8条とし、第6条の次に次の1条を加える。

(会議の特例)

第7条 前条第1項の規定にかかわらず、委員長は、議事の内容に応じ委員に書面を送付し、又は電磁的記録（春日井市情報公開条例（平成12年春日井市条例第40号）第2条第2号に規定する電磁的記録をいう。）を送信して可否を問い、その結果をもって会議の議決に代えることができる。

2 前条第2項及び第3項の規定は、前項の場合について準用する。この場合において、同条第2項中「の出席がなければ会議を開くことができない」とあるのは「が可否を表明しなければ成立しない」と、同条第3項中「出席委員」とあるのは「可否を表明した委員」と読み替えるものとする。

(春日井市いじめ問題対策委員会規則の一部改正)

第4条 春日井市いじめ問題対策委員会規則（平成29年春日井市教育委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第7条を第8条とし、第6条を第7条とし、第5条の次に次の1条を加える。

(会議の特例)

第6条 前条第1項の規定にかかわらず、委員長は、議事の内容に応じ委員に書面を送付し、又は電磁的記録（春日井市情報公開条例（平成12年春日井市条例第40号）第2条第2号に規定する電磁的記録をいう。）を送信して可否を問い、その結果をもって会議の議決に代えることができる。

2 前条第2項から第4項までの規定は、前項の場合について準用する。この場合において、同条第2項中「の出席がなければ会議を開くことができない」

とあるのは「が可否を表明しなければ成立しない」と、同条第3項中「出席委員」とあるのは「可否を表明した委員」と、同条第4項中「会議に関係者の出席を求め、」とあるのは「関係者の」と読み替えるものとする。

(春日井市生涯学習審議会規則の一部改正)

第5条 春日井市生涯学習審議会規則(平成14年春日井市教育委員会規則第5号)の一部を次のように改正する。

第6条を第7条とし、第5条を第6条とし、第4条の次に次の1条を加える。

(会議の特例)

第5条 前条第1項の規定にかかわらず、会長は、議事の内容に応じ委員に書面を送付し、又は電磁的記録(春日井市情報公開条例(平成12年春日井市条例第40号)第2条第2号に規定する電磁的記録をいう。)を送信して可否を問い、その結果をもって会議の議決に代えることができる。

2 前条第2項及び第3項の規定は、前項の場合について準用する。この場合において、同条第2項中「出席しなければ会議を開くことができない」とあるのは「可否を表明しなければ成立しない」と、同条第3項中「出席委員」とあるのは「可否を表明した委員」と読み替えるものとする。

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

春日井市学校保健結核対策委員会規則（平成27年春日井市教委規則第8号）新旧対照表

現 行	改正案
(会議) 第5条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長がその会議の議長となる。 2 委員会は、委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。 3 委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。	(会議) 第5条 (略) (会議の特例) 第6条 前条第1項の規定にかかわらず、委員長は、議事の内容に応じ委員に書面を送付し、又は電磁的記録（春日井市情報公開条例（平成12年春日井市条例第40号）第2条第2号に規定する電磁的記録をいう。）を送信して可否を問い、その結果をもって会議の議決に代えることができる。 2 前条第2項及び第3項の規定は、前項の場合について準用する。この場合において、同条第2項中「の出席がなければ会議を開くことができない」とあるのは「が可否を表明しなければ成立しない」と、同条第3項中「出席委員」とあるのは「可否を表明した委員」と読み替えるものとする。 (庶務) 第7条 この委員会の事務は、教育委員会事務局学校教育課において処理する。 (委任) 第8条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、教育長が定める。

春日井市就学支援委員会規則（平成27年春日井市教委規則第9号）新旧対照表

現 行	改正案
(会議) 第5条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が会議の議長となる。 2 委員会は、委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。 3 委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。 4 委員会は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、その説明又は意見を聞くことができる。	(会議) 第5条 (略) (会議の特例) 第6条 前条第1項の規定にかかわらず、委員長は、議事の内容に応じ、委員に書面を送付し、又は電磁的記録（春日井市情報公開条例（平成12年春日井市条例第40号）第2条第2号に規定する電磁的記録をいう。）を送信して可否を問い、その結果をもって会議の議決に代えることができる。 2 前条第2項から第4項までの規定は、前項の場合について準用する。この場合において、同条第2項中「の出席がなければ会議を開くことができない」とあるのは「が可否を表明しなければ成立しない」と、同条第3項中「出席委員」とあるのは「可否を表明した委員」と、同条第4項中「会議に委員以外の者の出席を求め、その説明又は意見を聞く」とあるのは「委員以外の者の説明又は意見を求める」と読み替えるものとする。 (庶務)
(庶務) 第6条 委員会の庶務は、教育委員会事務局学校教育課において処理する。 (委任)	(庶務) 第7条 委員会の庶務は、教育委員会事務局学校教育課において処理する。 (委任)

第7条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、教育長が定める。

第8条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、教育長が定める。

春日井市放課後教室運営委員会規則（平成27年春日井市教委規則第10号）新旧対照表

現 行	改正案
(会議) 第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長がその会議の議長となる。 2 委員会は、委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。 3 委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。	(会議) 第6条 (略) (会議の特例) 第7条 前条第1項の規定にかかわらず、委員長は、議事の内容に応じ委員に書面を送付し、又は電磁的記録（春日井市情報公開条例（平成12年春日井市条例第40号）第2条第2号に規定する電磁的記録をいう。）を送信して可否を問い、その結果をもって会議の議決に代えることができる。 2 前条第2項及び第3項の規定は、前項の場合について準用する。この場合において、同条第2項中「の出席がなければ会議を開くことができない」とあるのは「が可否を表明しなければ成立しない」と、同条第3項中「出席委員」とあるのは「可否を表明した委員」と読み替えるものとする。
(庶務) 第7条 この委員会の事務は、教育委員会事務局学校教育課において処理する。 (委任) 第8条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、教育長が定める。	(庶務) 第8条 この委員会の事務は、教育委員会事務局学校教育課において処理する。 (委任) 第9条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、教育長が定める。

春日井市いじめ問題対策委員会規則（平成29年春日井市教委規則第1号）新旧対照表

現 行	改正案
(会議) 第5条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長がその会議の議長となる。 2 委員会は、委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。 3 委員会の会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。 4 委員会は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、説明又は意見を求めることができる。 (庶務) 第6条 委員会の庶務は、教育委員会事務局学校教育課において処理する。 (委任) 第7条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、教育長が定め	(会議) 第5条 (略) (会議の特例) 第6条 前条第1項の規定にかかわらず、委員長は、議事の内容に応じ、委員に書面を送付し、又は電磁的記録（春日井市情報公開条例（平成12年春日井市条例第40号）第2条第2号に規定する電磁的記録をいう。）を送信して可否を問い、その結果をもって会議の議決に代えることができる。 2 前条第2項から第4項までの規定は、前項の場合について準用する。この場合において、同条第2項中「の出席がなければ会議を開くことができない」とあるのは「が可否を表明しなければ成立しない」と、同条第3項中「出席委員」とあるのは「可否を表明した委員」と、同条第4項中「会議に関係者の出席を求め、」とあるのは「関係者の」と読み替えるものとする。 (庶務) 第7条 委員会の庶務は、教育委員会事務局学校教育課において処理する。 (委任) 第8条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、教育長が定め



春日井市生涯学習審議会規則（平成14年年春日井市教育委員会規則第5号）新旧対照表

現 行	改正案
(会議) 第4条 審議会は、必要に応じて会長が招集する。 2 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。 3 審議会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。 (庶務) 第5条 審議会の庶務は、文化スポーツ部文化・生涯学習課において処理する。 (雑則) 第6条 この条例に定めるもののほか必要な事項は、教育委員会が定める。	(会議) 第4条 (略) (会議の特例) 第5条 <u>前条第1項の規定にかかわらず、会長は、議事の内容に応じ委員に書面を送付し、又は電磁的記録（春日井市情報公開条例（平成12年春日井市条例第40号）第2条第2号に規定する電磁的記録をいう。）を送信して可否を問い、その結果をもって会議の議決に代えることができる。</u> 2 <u>前条第2項及び第3項の規定は、前項の場合について準用する。この場合において、同条第2項中「出席しなければ会議を開くことができない」とあるのは「可否を表明しなければ成立しない」と、同条第3項中「出席委員」とあるのは「可否を表明した委員」と読み替えるものとする。</u> (庶務) 第6条 審議会の庶務は、文化スポーツ部文化・生涯学習課において処理する。 (雑則) 第7条 この条例に定めるもののほか必要な事項は、教育委員会が定める。

議題2 春日井市学校給食運営委員会規程の一部改正について

新型コロナウイルス感染症による影響等やむを得ない事情により、通常会議の開催が困難となる場合でも、中止又は延期による行政の停滞を避けるため、書面による審議の実施に伴い規定を整備する。これに伴い必要な事項を定めるもの。

春日井市教育委員会告示第 号

春日井市学校給食運営委員会規程（昭和43年春日井市教育委員会告示第4号）の一部を次のように改正する。

令和4年 月 日

春日井市教育委員会

教育長 水 田 博 和

第8条を第9条とし、第7条を第8条とし、第6条の次に次の1条を加える。

（会議及び議事の特例）

第7条 第5条の規定にかかわらず、委員長は、議事の内容に応じ委員に書面を送付し、又は電磁的記録（春日井市情報公開条例（平成12年春日井市条例第40号）第2条第2号に規定する電磁的記録をいう。）を送信して可否を問い、その結果をもって会議の議決に代えることができる。

2 前条の規定は、前項の場合について準用する。この場合において、同条第1項中「の出席がなければ会議を開き、議決することができない」とあるのは「が可否を表明しなければ成立しない」と、同条第2項中「出席委員」とあるのは「可否を表明した委員」と読み替えるものとする。

附 則

この告示は、令和4年4月1日から施行する。

春日井市学校給食運営委員会規程（昭和43年春日井市教委告示第4号）新旧対照表

現 行	改正案
(会議) 第5条 委員会の会議は、委員長が招集する。 (議事) 第6条 委員会は、委員の過半数の出席がなければ会議を開き、議決することができない。 2 委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数の場合は、委員長の決するところによる。	(会議) 第5条 (略) (議事) 第6条 (略) (会議及び議事の特例) 第7条 第5条の規定にかかわらず、委員長は、議事の内容に応じ委員に書面を送付し、又は電磁的記録（春日井市情報公開条例（平成12年春日井市条例第40号）第2条第2号に規定する電磁的記録をいう。）を送信して可否を問い、その結果をもって会議の議決に代えることができる。 2 前条の規定は、前項の場合について準用する。この場合において、同条第1項中「の出席がなければ、会議を開き、議決することとができない」とあるのは「が可否を表明しなければ成立しない」と、同条第2項中「出席委員」とあるのは「可否を表明した委員」と読み替えるものとする。 (庶務) 第8条 委員会の庶務は、教育委員会事務局学校給食課が行う。 (委任) 第9条 この規定に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会にかかって定める。

議題3 中学校の新しい制服デザインの最終選考について

総合教育会議での協議を踏まえて、新しい制服デザイン案及び最終選考方法を決定するもの。

